

袋井市営墓地 墓所使用者募集資料



©袋井市



袋井市役所 環境水道部 環境政策課

【 目 次 】

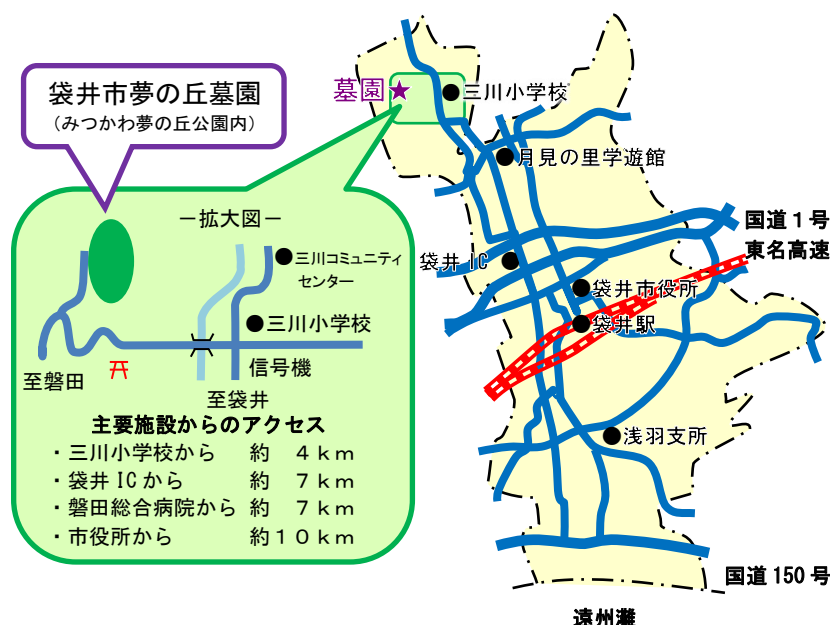
ページ

I	袋井市営墓地 墓所使用者募集要項	1
II	申込み案内詳細	4
1	申込みから墓所使用までの流れ	4
2	墓所のご案内	6
3	経路案内図	8
4	使用の許可	10
5	墓所使用における注意事項	10
6	永代使用料	10
7	管理料	10
8	使用権の承継	11
9	使用許可の取り消し	11
10	使用墓所の返還	11
11	原状回復義務	12
12	墳墓等の建立	12
13	墳墓等の制限	12
14	墓地使用にあたっての注意事項	13
	袋井市営墓地Q & A	14
	みつかわ夢の丘公園イメージ図	18
	墓地ブロック配置図	19
	墓石設置基準図	20
	ふるさと納税返礼品について	23
	改葬の手順と手続き	24
	墓所使用許可申請書（記入例）	25

I 袋井市営墓地 墓所使用者募集要項

1 募集する墓地

名 称 袋井市夢の丘墓園（場所：袋井市大谷 1149-131「みつかわ夢の丘公園」内）



※県道浜北袋井線を北上し、三川小学校南の信号機交差点を西へ進み、山を越えると、右手に進入路があります。

進入路を1 kmほど上ると公園の入り口です。

または磐田バイパス三ヶ野 IC から北へ約7 kmです。

※詳細な経路図は8ページ

2 墓所の様式と募集数等

項 目	和式墓所	芝生墓所	壁型墓所	樹木葬墓所	備 考
募集ブロック	C	E	G	—	
区画の大きさ	3㎡(1.5m×2.0m)	3㎡(1.5m×2.0m)	1.5㎡(1.0m×1.5m)	0.64㎡(0.8m×0.8m)	(間口×奥行き)
永代使用料①※ ¹ (市内在住の方)	250,000円	260,000円	440,000円	1体：200,000円 2体：300,000円	初回1回 限り支払
永代使用料②※ ² (市外在住の方)	310,000円	320,000円	500,000円	1体：260,000円 2体：360,000円	
管理料(税込み)	2,910円/年	4,320円/年	3,670円/年	無料	毎年度支払

※¹永代使用料①は、袋井市に住民登録がある方の料金です。

※²永代使用料②は、袋井市以外に住民登録がある方の料金です。

- ・今回募集する墓所の場所は、19ページの墓地ブロック配置図でご確認ください。
- ・募集区画数に達した場合は、次回整備をお待ちいただく場合があります。

3 募集期間

募集期間 随時

受付時間 土、日、祝日及び年末年始を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 申込み方法

提出書類

- ・墓所使用許可申請書
- ・申込者の住民票

※住民票は、本籍が記載されているものを取得してください。

- ・埋火葬許可証の写し（墓所に埋葬されてないご遺骨をお持ちの方）

※納骨堂に預けている場合は、納骨堂利用証など、ご遺骨の所有を証明できる書類。

提出場所 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所 環境政策課 環境衛生係

提出方法 直接、市役所環境政策課へお持ちください。

※電話、FAX、電子メールでの申込みはできません。

申込書設置場所 環境政策課・支所市民サービス課窓口

袋井市夢の丘墓園

検索

または、袋井市ホームページ <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>
からダウンロード

※ 申込み内容の確認などをさせていただく場合がありますので、電話番号は必ずご記入下さい。

5 申込み者の資格

申込みの資格がある方は、袋井市または袋井市以外に住民登録がある方になります。

国内に一時的に在住している方など、住民登録がない方は申込みができません。

6 使用者及び区画の決定方法

- ・先着順により受け付けます。
- ・区画の位置は、申込み順に市で指定させていただきますので、区画位置の指定はできません。（許可証発行と併せて、区画番号をお知らせします。）

7 墓所使用開始可能

「墓所使用許可証」の許可日以降に使用が可能になります。

8 永代使用料

- ・永代使用料は一括納付していただきます。
- ・納期限は申し込んだ月の月末となります。

ただし、毎月 11 日以降の申し込み分については翌月末となります。

(例) 4 月 10 日申込み→納期限 4 月 30 日

4 月 11 日申込み→納期限 5 月 31 日

9 管理料

- ・墓所使用許可を受けた日の翌年度から毎年度納入していただきます(樹木葬墓所を除く)。
- ・管理料は口座振替でお支払いいただけます(毎年 5 月末日)。「墓所使用許可証」の送付時に口座振替依頼書を同封いたしますので、是非、安全・便利・確実な口座振替を御活用ください。

※口座振替登録のない方には、毎年 5 月中旬に納付書をお送りします。

10 その他

- ・1 世帯で複数区画を申し込むことも可能です。
- ・使用権の譲渡や転貸はできません。
- ・墓所の使用は、土地の所有権の譲渡ではなく、貸し付けとなります。

11 問い合わせ先

袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境衛生係

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

電話 0538-44-3115 FAX 0538-44-3185

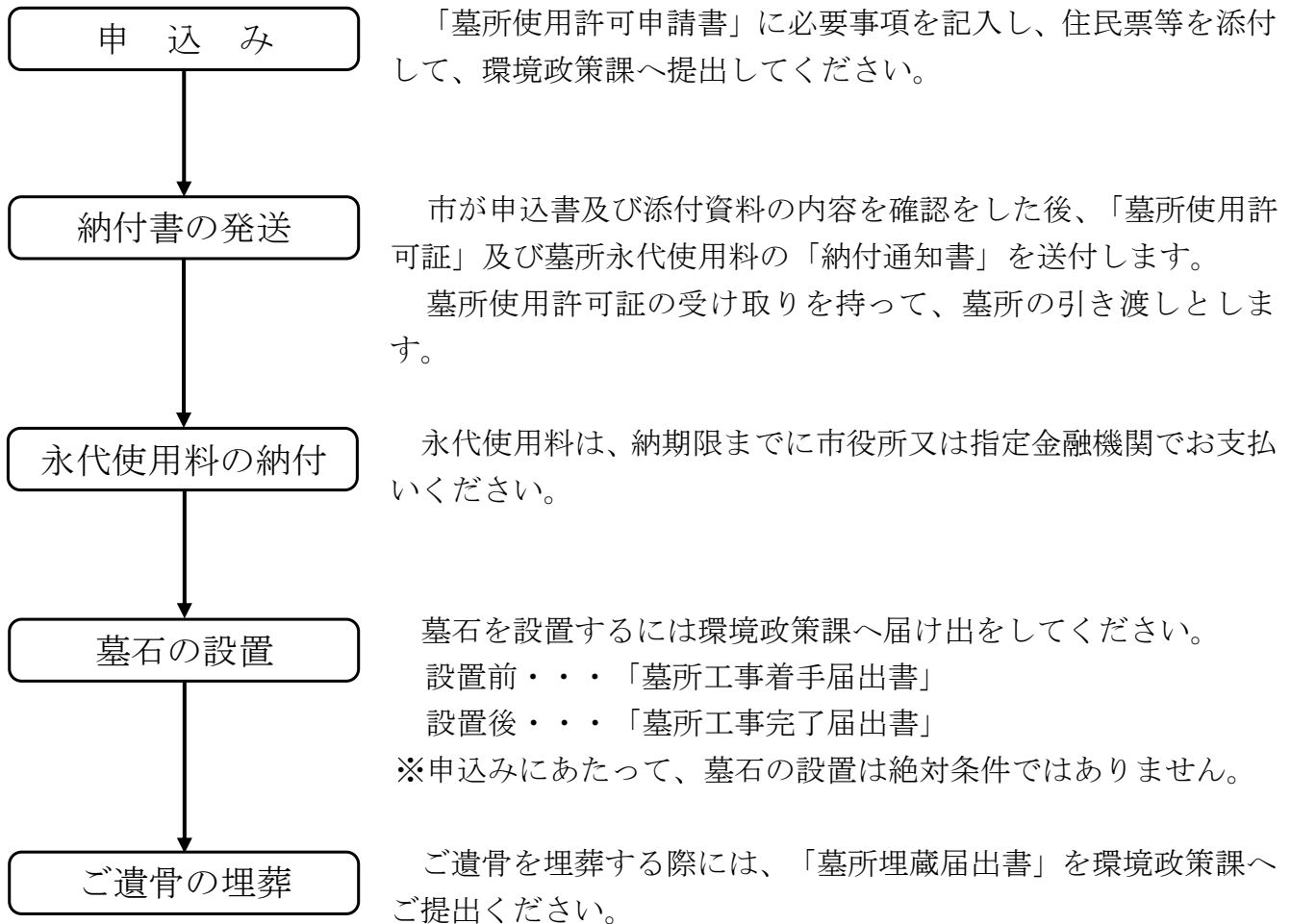
メールアドレス: kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

Ⅱ 袋井市営墓地申込み案内詳細

必ずお読みください

1 申込みから墓所使用までの流れ

(和式墓所、芝生墓所、壁型墓所の場合)



その他、以下の場合に届け出が必要になります。（郵送可）

- ・使用者が変わった場合
- ・使用者の氏名、住所、本籍が変わった場合
- ・墓所を返還する場合
- ・墓所使用許可証を紛失・汚損した場合
- ・ご遺骨を墓所から取り出す場合

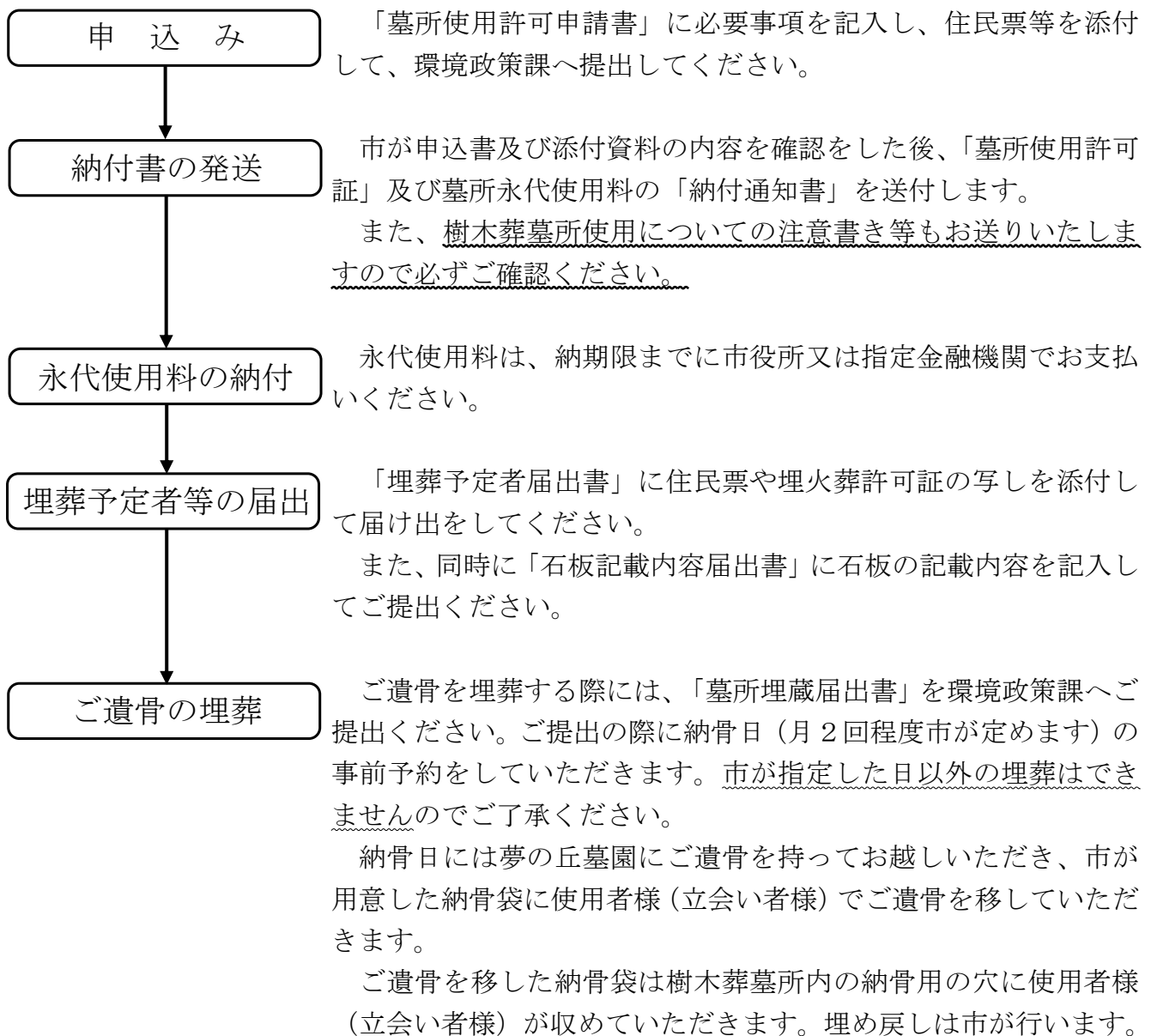
ご不明な点があれば環境政策課へご相談ください。

各種届出書は環境政策課にあり、
市ホームページ (<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)

からダウンロードすることもできます。

郵送でもお送りいたします。

(樹木葬墓所の場合)



その他、以下の場合に届け出が必要になります。（郵送可）

- ・埋葬予定者が変わった場合
- ・使用者の氏名、住所、本籍が変わった場合
- ・墓所を返還する場合（未使用の場合のみ）
- ・墓所使用許可証を紛失・汚損した場合

各種届出書は環境政策課にあり、市ホームページからダウンロードすることもできます。
郵送でもお送りいたします。

ご不明な点があれば環境政策課へご相談ください。

2 墓所のご案内

和式墓所〔区画の大きさ：3 m²（間口 1.5m×奥行き 2.0m）〕

一般的な墓地で、平面形式の区画で貸し付けます。
墓石等は一切設置されていません。
使用者が墓石等を設置し、ご遺骨を埋葬します。
既設の構造物は造作を加えることができません。
複数区画を申し込んだ場合に限り、縁石の一部撤去が可能になります。詳細につきましては環境政策課までご相談ください。



芝生墓所〔区画の大きさ：3 m²（間口 1.5m×奥行き 2.0m）〕

一面芝生の平坦地にカロート（遺骨埋葬施設）を等間隔で配置しています。カロートの大きさは、骨壺（七寸）を6つ入れることができます。
墓石等は一切設置されていません。
カロートの改造、塀や柵などの囲いは設置できません。



壁型墓所〔区画の大きさ：1.5 m²（間口 1.0m×奥行き 1.5m）〕

墓石（壁面のみ）とカロートをセットでご利用いただく墓地です。
使用者の方は、家名板や花立て等の簡易な付属施設が設置できます。
設置してある墓石（壁面）やカロートは造作を加えることができません。



※墓石の設置基準については、12 ページの墳墓等の制限及び 20 ページ以降の墓石設置基準図をご確認ください。

樹木葬墓所〔区画の大きさ：0.64 m²（間口 0.8m×奥行き 0.8m）〕

墓所の中央にシンボルツリーを1本植え、その周囲に張った芝生の下に、袋に移したご遺骨を個別に埋葬する墓地です。

個々の区画には墓石や樹木等は設置せず、区画の中心に直径約30cmの納骨スペースを空けてご遺骨を埋葬します。

毎年の管理料がかからず、納骨後は取り出した別場所へ移したりすることが無いため、後の世代へ負担がかからない墓地です。

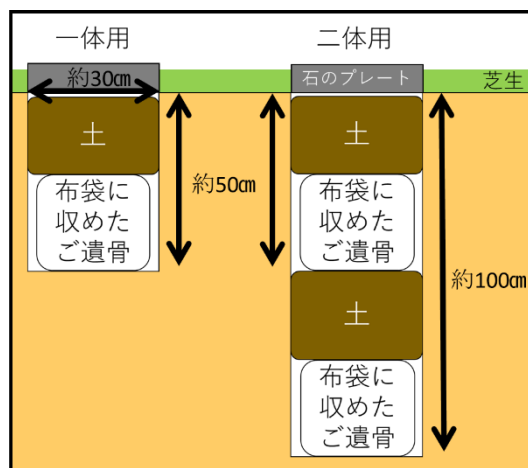
複数区画の申し込みも可能です。



＜樹木葬墓所の納骨について＞

- ・ご遺骨を2体まで埋葬でき、
1体の場合は地面を約50cm掘った位置に、
2体の場合は1体目を約100cm掘った位置、
2体目を約50cm掘った位置にそれぞれ埋葬します。
- ・埋葬後は土と芝生を戻し、約30cm×30cmの石板を設置します。
- ・納骨時にご遺骨を骨壺等から納骨用の袋に移していただきます。
- ・納骨用の袋、石板は市が用意いたします。

樹木葬墓所の納骨イメージ



※樹木葬墓所内には納骨時を除き、立ち入ることはできません。また、市が設置する石板以外の墳墓や物品は設置できません。お花やお線香は墓所前方に設置された献花台へお供えください。

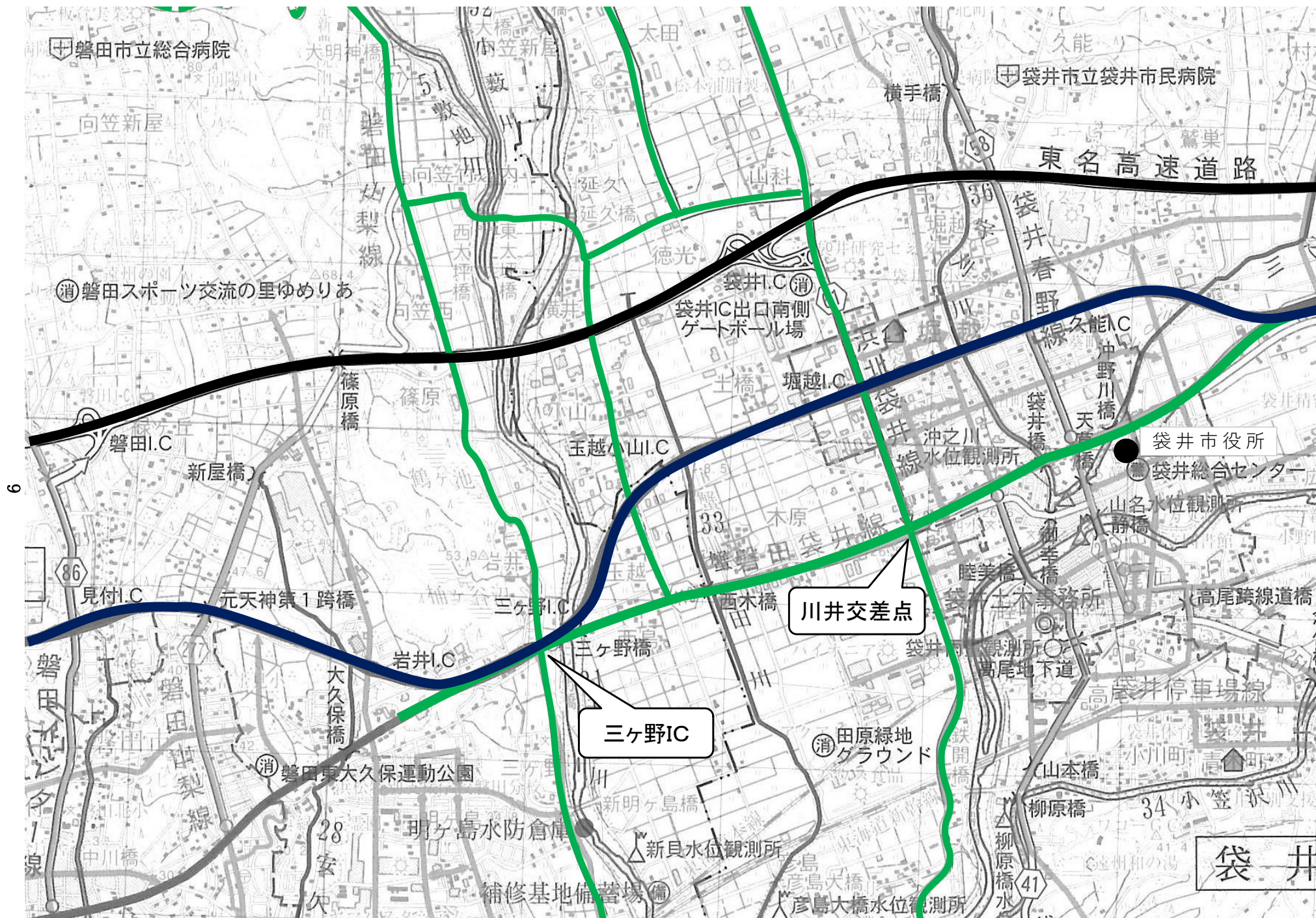
※区画の場所や石版の模様によって、石版の文字の見え方に違いがあることもございます。

墓所の使用にあたっては、以下の事項にご注意ください。

- ・お供え物はお持ち帰りください（野生の鳥獣にお墓が荒らされてしまう恐れがあります）。
- ・山に囲まれていますので火気の取り扱いには十分お気をつけください。



袋井市キャラクター フッピー



4 使用の許可

- ・永代使用料の納付書と一緒に、「墓所使用許可証」を送付します。
- ・「墓所使用許可証」は、使用墓所の使用権の証書となるものであり、以後の墓石の建立やご遺骨の埋葬などの手続きに必要となりますので、大切に保管してください。
- ・墓所使用についての案内も同封いたしますので必ずご一読ください。

5 墓所使用にわたる注意事項

- ・墓所をご遺骨の埋葬の目的以外に使用しないでください。（条例第8条第1項）
（「埋火葬許可証」等がないご遺骨は埋葬できません）
- ・墓所（樹木葬墓所を除く）内の管理は、使用者が責任を持って行ってください。
（条例第 19 条）

※上記に違反した場合は墓所使用の権利が取り消される場合があります。

6 永代使用料

- ・納期限までにお支払ください。（納期限は申請から約 1 ヶ月後です）
- ・永代使用料の分割納付はできません。
- ・市外料金の方はふるさと納税の墓所ポイントを利用することができます。ふるさと納税について詳しくは 23 ページをご覧ください。

7 管理料（樹木葬墓所は除く）

- ・墓地の維持管理のため、管理料を毎年度納入していただきます。（条例第9条第2項）
- ・墓所使用の許可を受けた日の翌年度から管理料を納めていただきます。
- ・納期限は毎年度 5 月末日（休日の場合は翌営業日）です。
- ・管理料の自動引き落としができる口座振替が便利です。希望される方は、口座振替依頼書を金融機関へご提出ください。

8 使用権の承継（樹木葬墓所は除く）（条例第 16 条）

使用者の死亡、その他の理由により使用者に代わって祭祀の主宰者(※)になった方は、使用権を承継することができます。その場合は、環境政策課に「墓所使用権承継許可申請書」を提出し許可を受けてください。

※祭祀の主宰者・・・葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、ご遺骨を守っていく立場にある方のこと。

9 使用許可の取り消し（条例第 20 条）

次のいずれかに該当すると認められたときは、墓所の使用権を取り消されることがあります。

- ・使用者が袋井市墓地条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- ・使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたことが分かったとき。
- ・使用者が使用権を他人に譲渡し、または転貸したとき。
- ・使用者が管理料を 3 年度分納付しないとき（樹木葬墓所は除く）。
- ・使用者の所在が 3 年間不明なとき（樹木葬墓所は除く）。

10 使用墓所の返還（条例第 10 条、条例第 21 条）

使用許可を受けた墓所区画を使用する必要がなくなり、返還しようとするときは、届け出が必要になります。このとき、**既に納付された永代使用料及び管理料は返還されません**のであらかじめご了承ください。ただし、使用許可日から 3 年以内に返還する場合、墓所が未使用状態のときに限り、永代使用料の 2 分の 1 を還付します（管理料が未納の場合は、未納分の管理料に振り替えます）。なお、上記の還付要件を満たしており、使用許可申請時にふるさと納税の「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイントを使用された墓所の場合は、ポイント使用分を差し引いた額の 2 分の 1 を還付します。

11 原状回復義務（条例第 21 条、条例第 22 条）

墓所の使用許可を取り消されたとき、又は使用許可を受けた墓所区画を返還するときは、当該使用墓所を原状（貸し付けるときの状態）に回復していただきます。その場合の費用は、使用者の負担となります。

原状に回復されない場合は、市がこれを代行します。ただし、その費用は使用者に負担していただきます。

12 墳墓等の建立 ※墳墓等・・・ご遺骨を埋蔵する施設及びこれに付随する碑石等の工作物

- ・ 墳墓等を設置する場合は事前に届け出が必要です。（条例施行規則第 10 条）
工事する前・・・墓所工事着手届出書
工事終了後・・・墓所工事完了届出書
- ・ 今回の墓所使用者募集につきましては、墳墓等の建立は絶対条件ではありません。
- ・ 墓石設置の際には、周りに迷惑にならないよう施工してください。
- ・ 樹木葬墓所は市で石板を設置いたします。使用許可証交付後に石板記載内容届出書を提出してください。

13 墳墓等の制限

- ・ 墳墓等の建立は使用者の負担となります（壁型墓所の壁面は設置済み）。
- ・ 「袋井市墓地条例」及び「袋井市墓地条例施行規則」に定められている設置基準に従い、墳墓等を設置してください。基準については次ページの表をご参照ください。
- ・ 樹木葬墓所に設置する石の石板の内容は以下から選ぶことができます。
 - ①埋葬されている方の氏名（1 名もしくは 2 名分）を彫る。
 - ②埋葬されている方の名字のみ（〇〇家）を彫る。
 - ③何も彫らない（石板をそのまま設置）。
 - ④石板を設置しない（芝生張りのみ）。

墳墓等（墓石）設置基準（条例施行規則第 13 条）※樹木葬墓所への墳墓等設置はできません。

項目		和式墓所	芝生墓所	壁型墓所
墳墓等の設備	高さ	縁石の上部から1.8m以内	カロートの上部から0.8m以内	—
	幅及び奥行き	縁石の内側に収まる範囲	カロートから10cmを超えない範囲	—
	囲障の高さ	縁石の上部から1.0m以内	—	—
その他の設置基準		墳墓等の素材は腐朽し、腐食し、及び破損しにくいものとする。 墓石、香炉及び水鉢は各1基、灯籠及び花立ては一对までとする。	墳墓等の素材は腐朽し、腐食し、及び破損しにくいものとする。 墓石、香炉及び水鉢は各1基、花立ては一对までとする。 塔婆立ては区画の範囲内に限り設置可能とする。	家名家紋等表示板及び水鉢は各1基、香炉及び花立ては一对のみ設置可能とし、市長が予め設定した大きさの範囲内で、指定された場所に設置し、素材は腐朽し、腐食し及び破損しにくいものとする。 塔婆立ては区画の範囲内に限り設置可能とする。

＜墓所区画の墓石の設置等については、次の各項目を守ってください＞

- ・墳墓を設ける場所は、和式墓所の場合は区画縁石に支障がない場所及び構造とし、芝生墓所の場合はカロートの上部とすること。
- ・墓所内への樹木等の植栽は認められません。
- ・基準に違反した場合は、墓石等を設置し直していただく場合があります。
- ・和式墓所の連続する複数区画を申込みされた場合、縁石の一部撤去が可能になります。詳細につきましては、環境政策課までご相談ください。

14 墓地使用にあたっての注意事項

- ・施設や附属設備等を損傷し又は汚損しないでください。（条例施行規則第 14 条）
- ・樹木を伐採し、又は植物を採取しないでください。（条例施行規則第 14 条）
- ・火気の使用は最低限とし、墓地施設に影響が無いように使用してください。
- ・お供え物はお持ち帰りください。特に飲食物のお供え物は鳥獣の被害の原因となります。
- ・献花やお供え物は景観維持のため、日数の経過したものは撤去させていただくことがあります。
- ・山に囲まれた墓地ですので、動植物や昆虫等にお気をつけください。
- ・お盆の時期等、駐車場が混み合うときは譲り合ってご利用ください。

袋井市営墓地 Q & A

申込み条件に関する事

Q 墓所を市内に持っていますが、撤去してからでないと申込みできませんか。

A 申込みは可能ですが、今のお墓の管理者に事前に相談しておくことをお勧めします。

Q 現在、遺骨をお寺（納骨堂等）に預かってもらっていて、埋火葬許可証の写しがありません。どうすればいいですか。

A 申込みの際には、納骨堂の使用許可証又は使用証明など、ご遺骨の所有が証明できる書類を提出して下さい。また、改葬の際には、改葬許可証を準備してください。

使用権に関する事

Q 使用の許可がされた後、知り合いに引き継ぐことはできますか。

A 使用権は他人に譲渡することができません。使用権の承継にあたっては、親子間などの祭祀を主宰すべき者への承継のみ認められます。

墓所・墓石に関する事

Q 区画の場所は選べますか。

A 墓所の種類（和式墓所、芝生墓所、壁型墓所又は樹木葬墓所）は選べますが、区画の場所は選べません。区画の場所は、順番に市が指定いたします。

Q 墓石を設置しなければいけませんか。

A 何年以内に墓石を設置しなければいけないという規定はありません。

墓石を設置する際には、きまりを守り基準の範囲内での設置をお願いします。

Q 昔の墓石がありますが、市営墓地にその墓石を移動して使用していいですか。

A 墓石の設置基準を満たしていれば、すでに使用している墓石を移転して使っていただくことは構いません。設置基準については 12、20～22 ページをご覧ください。

既に埋葬してあるご遺骨を他の墓地に移す（そのような行為を一般的に「改葬」と言います）場合は、24 ページの「改葬の手順と手続き」を参考にしてください。

Q 複数の和式墓所を使用して1つの墓石を建てたいのですが、自分が使用する2つの区画を区切る縁石は撤去していいですか。

A 区画の外周の縁石は、供用部分と接しているため撤去できませんが、ご自身が使用する複数区画を区切る内側の縁石は撤去が可能です。なお、墓所を返還する場合、撤去した縁石を含めた原状復旧していただく必要があります。

Q すでに夢の丘墓園に墓所を所有していて、まだ墓石等を設置していませんが、夢の丘墓園内の他の様式の墓所に変更できますか。

A 所有されている墓所から別の様式の墓所を使用されたい場合、返還の手続きと新規で使用申請の手続きが必要となります。新規での使用申請の際は通常の申請と同様に、1ページの表の永代使用料がかかります。

Q 親族以外の者の遺骨を埋葬したいのですが、できますか。

A 基本的には、親族のご遺骨しか埋葬できませんが、諸事情を考慮いたしますのでご相談ください。※親族の範囲は17ページの図を参考にしてください。

Q 遺骨は骨壺のまま埋葬しないといけませんか。

A 和式・芝生・壁型の3様式の墓所への埋葬は、ご遺骨は骨壺のままでも、骨壺から出していただいてもどちらでも構いません。

樹木葬墓所の場合は市が用意した納骨用の袋にご遺骨を移してから埋葬していただきます。

樹木葬墓所に関すること

Q 樹木葬墓所に埋葬した遺骨はどこかへ移されてしまうことはありますか。

A 夢の丘墓園の樹木葬墓所は永年納骨のため、一度埋葬したご遺骨を取り出して移動させたり、1箇所を集めて合葬したりするということはありません。

Q 一度樹木葬墓所に埋葬した遺骨を分骨したり、別のお墓へ移したりすることはできますか。

A 樹木葬墓所は永年納骨のため、一度埋葬したご遺骨を取り出すことはできません。分骨をお考えの場合は、埋葬の前に行ってください。

Q 現在一人暮らしで、自分用に樹木葬墓所を使用したいのですが、自分が亡くなったとき埋蔵の手続きや納骨はどうすればいいですか。

A 埋葬の届け出や、夢の丘墓園にご遺骨を持ってお越しいただくのは立会者様にさせていただきます。そのため一人暮らしの方もご親戚や近隣のお知り合いの方に樹木葬をご使用予定であることを事前にお伝えいただき、事前に納骨の立会い予定者を決めてください。

Q 樹木葬墓所に設置する石板に好きな模様やメッセージを彫ることはできますか。

A 石板に記載できる内容は12ページの『墳墓の制限』の通りで、それ以外の文字や模様を入れたり、石板そのものの形を変えたりすることはできません。

料金に関すること

Q 永代使用料の分割払いはできますか。

A 永代使用料は一括納付していただきます。分割払いはできません。

Q 管理料の何年か分を一括払いすることはできますか。

A 使用者を把握する意味もあり、毎年度の納入をお願いいたします。

その他のこと

Q 塔婆を設置することはできますか。

A 和式、芝生、壁型のいずれの区画においても塔婆設置は可能です。
樹木葬墓所への設置はできません。

Q 墓地の清掃や墓参代行サービスなどはありますか。

A 市内福祉施設が有料で墓地清掃などを行うことも可能です。また、ふるさと納税の返礼品として墓地清掃サービスをご利用いただくこともできます。詳しくは環境政策課までお問い合わせください。市ホームページにも情報を掲載しています。

Q 墓地までの公共交通機関はありますか。

A 残念ながら公共交通機関はありません。ご来園の際には自家用車等をご使用ください。

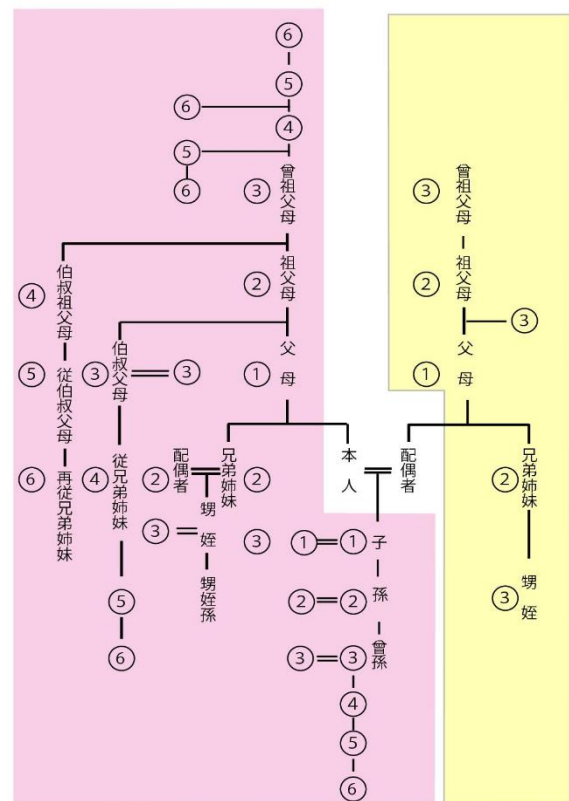
Q 墓参にあたって、車イスでの利用は可能ですか。

A 車イスの方でもご利用いただけるよう、バリアフリーやスロープの設置に配慮いたしました。

参考

親族…民法第 725 条に定める親族の範囲
のことで、六親等内の血族、配偶者
及び三親等内の姻族を指します。

親等図



親族 6親等以内の血族及び3親等以内の姻族

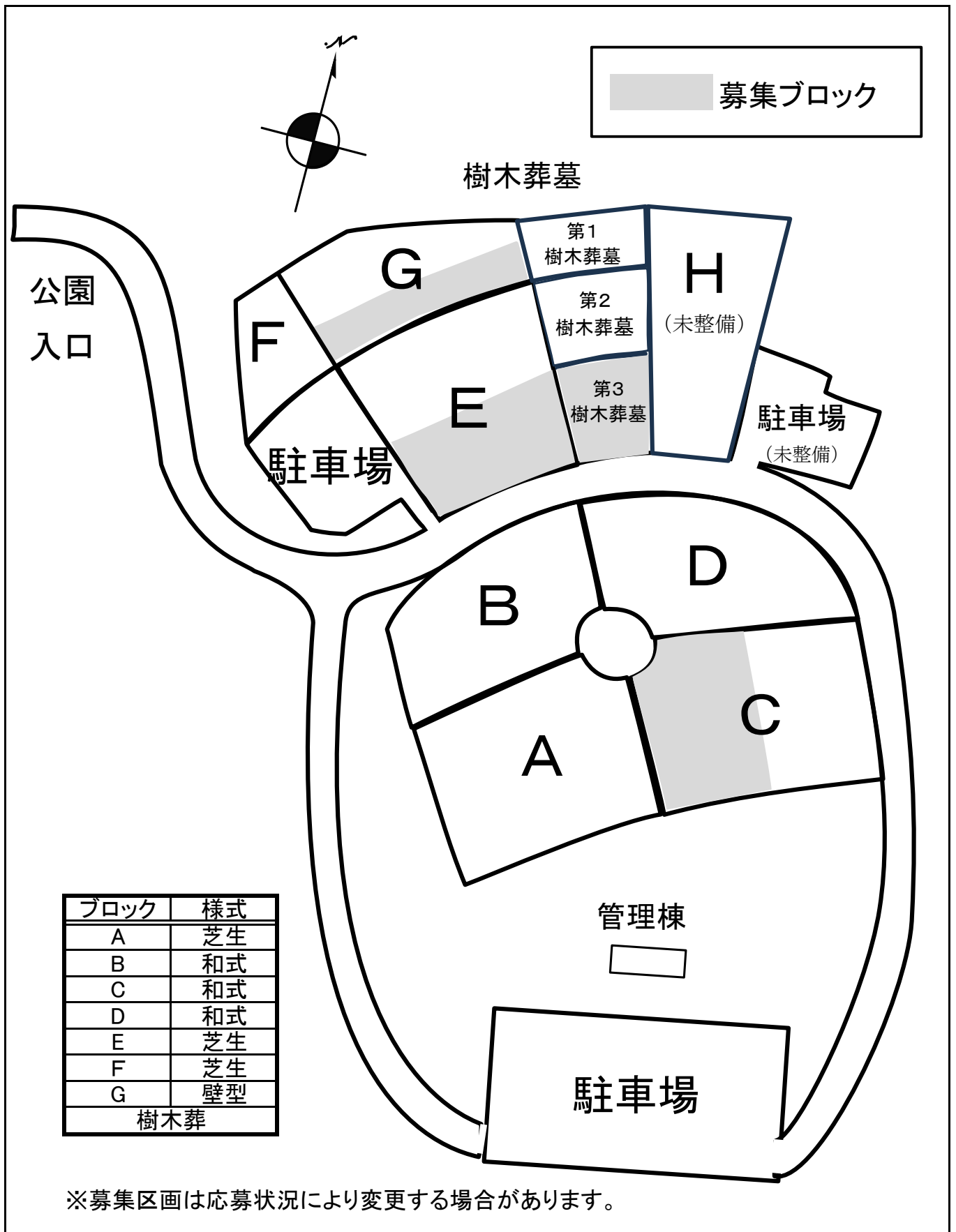
血 族

姻 族

みつかわ夢の丘公園全体図



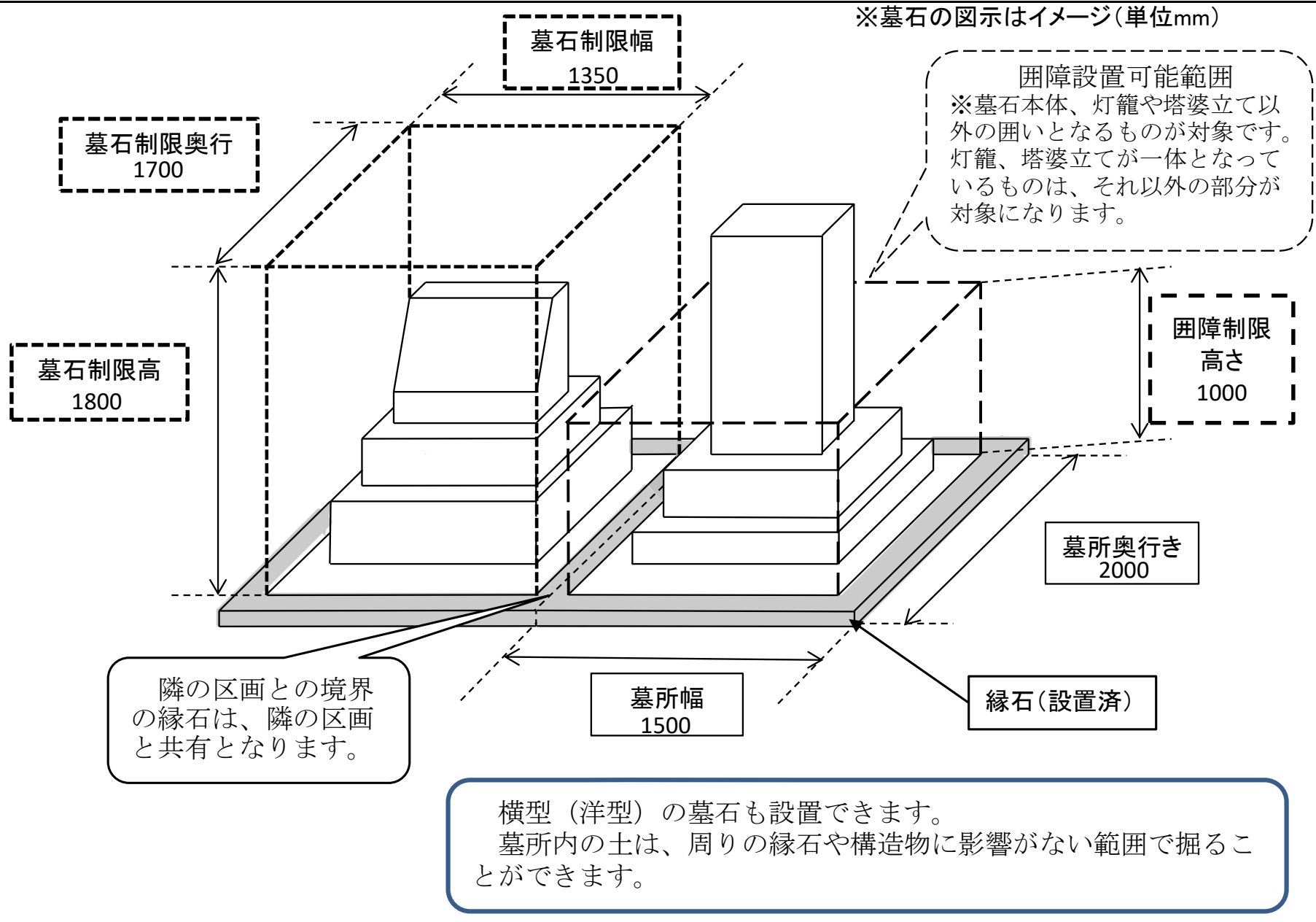
墓地ブロック配置図



※募集区画は応募状況により変更する場合があります。

墓石設置基準図：和式墓所

※墓石の図示はイメージ(単位mm)



墓石設置基準図：芝生墓所

※墓石の図示はイメージ(単位mm)

蓋をずらし、骨壺をカロートの中に入れて、雨水等がカロートの中に入らないようにしてください。

現地に設置してある仮蓋は使用できません。

区画番号の表示プレート(市支給品：縦3cm×横10cm×厚さ1mm、ステンレス製)を墓石手前の見える位置に貼っていただきます。プレートは墓所工事着手届出書提出時にお渡しします。

カロートの底は約4割が碎石敷きで、水が溜まらないようになっております。また、カロートの下に排水用の管を設置してあります。

墓石制限
900

墓石制限奥行
1100

墓石制限高
800

地面とカロート上部までの間は数センチ空いており、この間に墓石を設置することはできませんが、土などで埋めることは可能です。

↓カロート上部
↑地上
↓地下

カロート
400

カロート奥行
900

カロートの厚み
50

カロート幅
700

区画奥行き
2000

墓石等の幅及び奥行きは、カロートの外側から+10cmまでに収まるように。

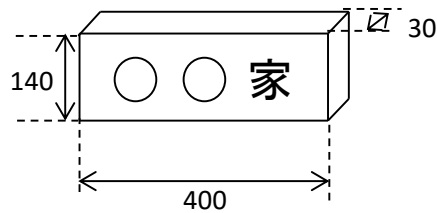
区画幅
1500

区画の範囲内に限り塔婆立てが設置できます。

墓石設置基準図：壁型墓所

※墓石の図示はイメージ(単位mm)

家名家紋等標示板
(サイズ上限)



香炉・花立て・水鉢
設置可能範囲

奥行 900

幅 700

高さ

カロート高
400

カロート幅
700

区画奥行
1500

区画幅
1000

カロート奥行
900

カロートの底は約4割が採石敷きで水が溜まらないようになっています。
カロートは七寸の骨壺が6つ収容できる大きさです。

家名家紋等表示板を設置する場合は、壁面の切り込み(縦14cm、横40cm)の内側に設置してください。

墓石の壁面及びカロートの蓋は設置されています。設置されている墓石を削ったり、掘ったりすることはできません。

地上
↑
←地面
↓
地下

区画の範囲内に限り塔婆立てが設置できます。

家名家紋等標示板、香炉、花立て、水鉢、墓誌等が設置可能で、あらかじめ指定された大きさの範囲内で、指定された場所に設置していただきます。

ふるさと納税返礼品

『「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイント』について

ふるさとで静かに眠りたいという「故郷への想い」に応えるため、「袋井市夢の丘墓園」の墓所永代使用料にのみ充てることができるポイントをふるさと納税返礼品として提供を開始しました！

10,000 円の寄附で 3,000 ポイント（3,000 円相当）のポイントを発行します。

○ポイントの使用方法 ポイントの使用方法は、2つの方法がございます。

1. 永代使用料を全てポイントで支払う

永代使用料を全てポイントで支払う場合、下記表の寄附金額のご寄附をお願いいたします。

	必要ポイント	寄附金額
和式墓所	310,000 ポイント	1,040,000 円以上の寄附
芝生墓所	320,000 ポイント	1,070,000 円以上の寄附
壁型墓所	500,000 ポイント	1,670,000 円以上の寄附

2. 永代使用料をポイント＋現金で支払う

例：和式墓所（310,000 円）を使用する

200,000 円寄附し、60,000 ポイントを取得

60,000 ポイント＋250,000 円を現金で支払い、和式墓所を使用する

○注意事項

- ・『「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイント』はふるさと納税の返礼品のため、寄附を行うことができるのは袋井市外の方のみとなります。
- ・『「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイント』の利用には墓所使用許可申請の前に寄附の手続きが必要になります。
- ・『「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイント』は袋井市夢の丘墓園の永代使用料のみに充てることができ、年間の管理料や袋井市の他の返礼品にはご利用いただけません。
- ・墓所ポイントを使用した墓所を返還し、使用料還付の要件を満たしている場合は、永代使用料からポイント分を差し引いた金額の2分の1を還付いたします。

『「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイント』の詳しい内容やお申し込み、袋井市のその他のふるさと納税返礼品については企画政策課シティプロモーション室（電話：0538-44-3104）までお問い合わせください。

改葬の手順と手続き

埋蔵されている焼骨を他の墓地などに移すこと等を「改葬」と言います。改葬の手続きは「墓地、埋葬に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」で定められており、袋井市内にある墓地に埋蔵されている焼骨を改葬するときは、袋井市長が発行する「改葬許可証」を改葬先の墓地の管理者に提出する必要があります。

改葬は次のような手順で行います。

- 1 現在、焼骨が埋蔵されている墓地管理者に改葬の相談をします。
- 2 現在の墓地がある市区町村役場（袋井市は環境政策課）で、「改葬許可申請書」をもらいます。
- 3 「改葬許可申請書」に記入押印し、市区町村役場へ提出すると「改葬許可証」が発行されます。
※現在の墓地の「埋蔵（埋葬）証明書」が必要な場合があります。
※改葬先の「墓所使用許可書」または「受入証明書」が必要なことがあります。
- 4 現在の墓地管理者に、「改葬許可証」を見せて、焼骨を取り出します。
- 5 現在のお墓をもとの状態（更地）に戻します。
- 6 「改葬許可証」を改葬先の墓地管理者に提出して焼骨を埋蔵します。
※6 の時に、埋蔵者の死亡日確認のため戸籍（除籍）謄本や、申請者の住民票などが必要になることがあります。

改葬の際、必要になる書類等の一覧

- ・墓所使用許可証
- ・埋蔵（埋葬）証明書
- ・改葬許可証 など



袋井市キャラクター フッピー

令和 2 年 3 月 1 日 編集

募集資料は、袋井市墓地条例及び袋井市墓地条例施行規則に基づき作成されています。
資料に記載の無い事項は、条例及び規則に準じます。

記入例

令和〇年〇月〇日

袋井市長

申請者 住所 袋井市新屋1-1-1
 氏名 袋井 太郎
 電話 44-0000

袋井市墓地条例第7条第1項の規定により、墓所の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、許可を受けた場合、袋井市墓地条例及び袋井市墓地条例施行規則の規定を遵守し、これらの規定に違反したときは、使用の許可を取り消されても異議はありません。

墓 地 の 名 称	袋井市夢の丘墓園	
使用希望墓所	和式墓所 芝生墓所 ・ 壁型墓所 ・ 樹木葬墓所	
和 式 墓 所 芝 生 墓 所 壁 型 墓 所	使用希望箇所	Dブロック
	使用希望区画数	1区画
樹木葬墓所	使用希望人数	1人 ・ 2人

(注)

- 1 使用希望墓所の欄は、希望する墓所1つを○で囲んでください。
- 2 使用希望人数の欄は、埋葬される人数を○で囲んでください（樹木葬墓所のみ）。
- 3 申請者の住民票（本籍地の記載があるもの）を添付してください。
- 4 墓所に埋蔵されていない焼骨をお持ちの方は、埋火葬許可書（写し）を添付してください。

市外在住の方は、次の点についてご確認いただき、レ点☒をつけてください。

☐ふるさと納税返礼品「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイントについて説明を受けました。

ふるさと納税「袋井市夢の丘墓園」墓所ポイントを、

☐利用します。

☐利用しません。（どちらかにレ点をつけてください。）

※ふるさと納税の利用には墓所使用許可申請の前に寄附の手続きが必要です。

お問合せ先

袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境衛生係
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

電話 0538-44-3115

FAX 0538-44-3185

メールアドレス : kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp